平成２６年（フ）第４０号
長野県飯田市東新町２丁目25番地（宮内ビル201号）、開始決定時の住所長野県飯田市上郷黒田40番地５（サンライフハセガワ210号）
破産者　近藤　俊夫
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第１４０３号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目12番３号ピュアホーム鳥飼西Ⅲ、開始決定時大阪府摂津市一津屋１丁目19番１号
破産者　Ｊ′ｓカーサービスこと　廣田　臣忠
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７４１号
大阪市港区池島３丁目５番２―1307号
破産者　福井　忠幸
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７２０号
大阪府八尾市本町４丁目２番48号　ハンリョウ八尾ハイツ510号
破産者　片谷　美奈
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０４３号
大阪府東大阪市島之内１丁目８番８―1104号
破産者　原田　輝子（旧姓豊田）
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０２３号
大阪市東淀川区東中島１丁目17番５―505号
破産者　砂川　和弘
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９５号
仙台市青葉区上杉６丁目８番28―701号、従前の住所東京都北区王子１丁目17番１―409号飛鳥山スカイハイツ
破産者　越智　隆太
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
茨城県結城市大字結城6297番地
破産者　宮田　早苗
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２５３号
茨城県坂東市長谷785番地２
破産者　石山　友基
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第５４号
栃木県河内郡上三川町大字上三川4309番地１プランドール１ｓｔ103号、開始決定時の住所茨城県筑西市下岡崎３丁目１番地12
破産者　吉江　幸司
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１８６号
新潟県五泉市愛宕甲7203番地　養護老人ホーム桜花寮
破産者　齋藤　善夫
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５号
富山市布目1700番地28、開始決定時の住所富山市白銀町８番５号
破産者　田辺　和子
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６号
静岡県賀茂郡河津町笹原86番地の19　佐村アパート103号室
破産者　伊藤　悦行
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第４０８号
愛知県岡崎市中島中町３丁目４番地７　シャルム中島　102、開始決定時の住所愛知県岡崎市中島町字道海１番地１
破産者　神　　智子
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
愛知県刈谷市山池町２丁目204番地　Ｍａｓｔ Ｔｏｗｎ山池102号
破産者　堀部誠一郎
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
愛知県豊田市旭八幡町蕨野93番地
破産者　鈴木　康爾
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
兵庫県芦屋市奥山１番地の27　フォーシーズンズ芦屋401号、前住所兵庫県神戸市垂水区霞ケ丘６丁目１番36号
破産者　金守比呂志
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係